

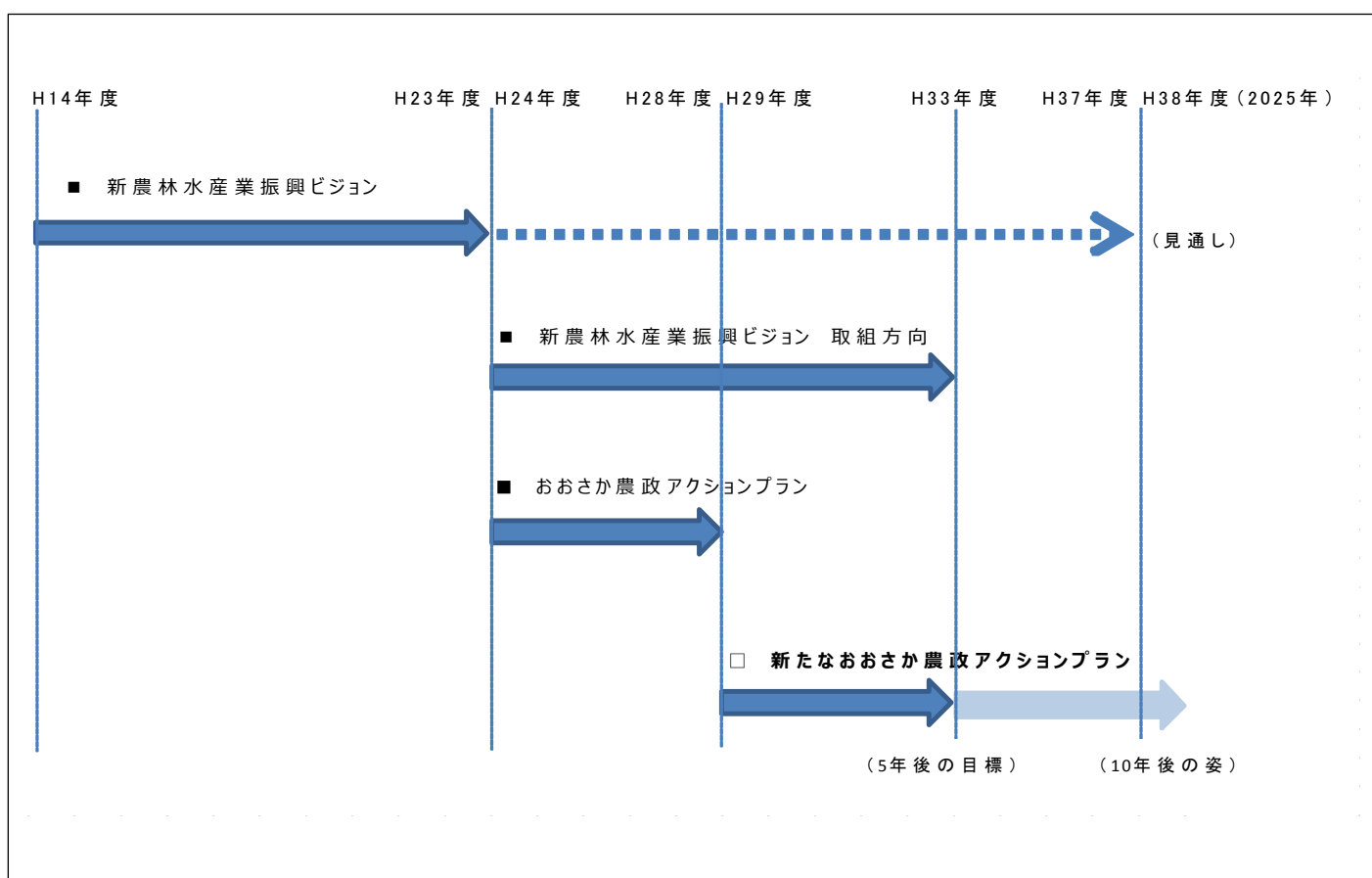
「新たなおおさか農政アクションプラン」(案)

I 新たなおおさか農政アクションプランの位置づけ	2
II 都市農業が有する多様な機能	4
III 現状と課題	1 2
IV 考慮した視点と将来像	2 3
V 目指す方向性と10年後の姿	2 4
VI 取り組む施策とその目標	2 6
VII プランの進行管理	3 6
VIII 各主体の役割	3 7
IX 都市農業振興基本計画への本プランの対応	3 9
用語解説	4 4

I 新たなおおさか農政アクションプランの位置づけ

1. 大阪府新農林水産業振興ビジョン^(*)との関係と目標年次

大阪府新農林水産業振興ビジョンの基本目標『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』を実現するため、平成24年3月に策定したおおさか農政アクションプランの成果を踏まえ、**長期的に人口減少社会が進展していく社会情勢を見通しつつ、10年後に実現を目指す農政の姿を設定し、5年後を目標年次とした取組み**を示し、推進を図ります。
(計画期間 平成29年度～平成33年度)



(*) は用語解説参照のこと (以下同様)

2. 都市農業振興基本計画^(*)との関係

都市農業振興基本法^(*)（H27.4 制定）では、都市農業の振興に関する基本理念として、「都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全」「良好な市街地形成における農との共存」「国民の理解の下での施策の推進」が掲げられました。

この理念のもと、都市農業が都市住民から顔が見えるところで営まれることで、食の安全安心や農業・農村への理解促進につながることや、これまで宅地や公共施設の予定地等とみなされてきた都市農地が、人口減少等に対応した環境共生型の都市形成に重要な役割を果たすこと等の視点から、都市農業振興基本計画（H28.5 閣議決定）が農業政策・都市政策双方の政策転換の始まりとして策定されました。

これらを受けて、新たなおおさか農政アクションプランでは、「府民に期待される農業生産」、「府民が農業や農産物に触れ、ゆしみ、味わう機会の創出」、「府民の参画による農業理解の促進」などの視点で、今後の取組みを府民とともに進めていくこととします。また、本アクションプランは都市農業振興基本法に基づく地方公共団体が定める都市農業の振興に関する計画（「地方計画」）の大阪府版を兼ねるものとし、都市農業の多様な機能の発揮や、都市と緑・農が共生するまちづくりに向けて、大都市地域にふさわしい土地利用の取組みを進めていきます。

このプランの対象となる地域は、大阪府都市農業の推進及び農空間^(*)の保全と活用に関する条例^(*)（H20.4 施行）において、都市農業を「府民に新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している府の区域において行われている農業」と定義していることから、府内全域とします。

<参考>

大阪府は、岬町の一部を除き、ほぼ全域が都市計画法に基づく都市計画区域^(*)になっています。また、農林水産統計における農業地域類型^(*)でも、府内の旧市区町村数の約9割が都市的地域とされており、現在、都市的地域を含まない市町村は能勢町、千早赤阪村のみとなっています。こうした地域特性を背景に、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例では、府の区域で行われる農業を「都市農業」と定義しています。

【農林水産統計における農業地域類型】

農業地域類型	旧市区町村数	割合
都市的地域	181	86.2%
平地農業地域	2	1.0%
中間農業地域	19	9.0%
山間農業地域	8	3.8%
合計	210	

II 都市農業が有する多様な機能

都市農業振興基本法では、都市農業が持つ多様な機能として、「農産物を供給する機能」「防災の機能」など、6つの機能が挙げられています。ここでは、これらの機能が大阪府域でどのように発揮されているかを、地域の取組みと併せて紹介します。

1. 農産物を供給する機能

～都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能～

①大阪の食料自給率と農業産出額及び主要品目

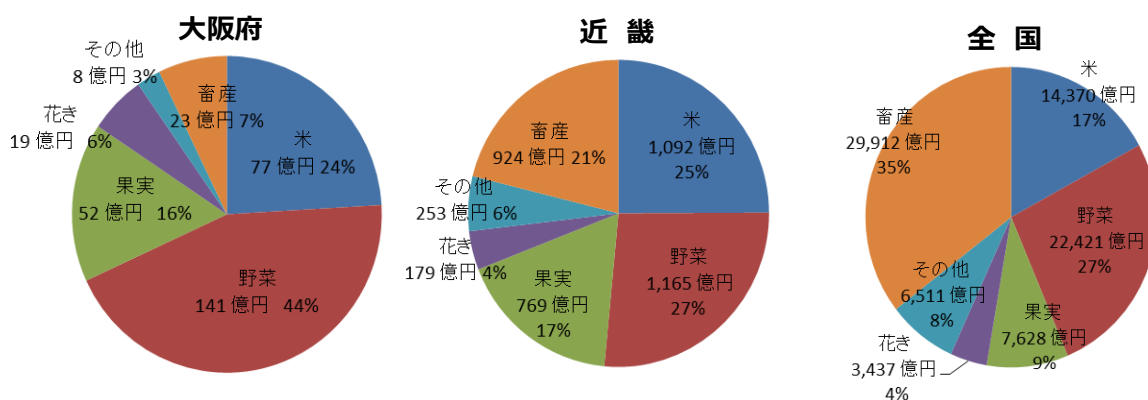
食料自給率の都道府県別データでは、カロリーベースで1%と低い数値となっていますが、約880万人の人口を擁する大都市であることを踏まえると、生産額ベースの5%は、近畿の他府県と比較して遜色ない量の農産物を都市住民に提供しているといえます。

H26年度都道府県別食料自給率（農林水産省）

	カロリーベース	生産額ベース	人口(万人)
大阪府	1%	5%	884
滋賀県	49%	34%	142
京都府	12%	21%	261
兵庫県	16%	35%	554
奈良県	14%	22%	138
和歌山県	30%	96%	97
全国(H27)	39%	66%	

〈農業産出額の内訳〉

※平成26年生産農業所得統計（農林水産省）



農業産出額の内訳は野菜（44%）、果実（16%）を中心に身近で新鮮な農産物を都市住民に提供しており、全国有数の収穫量を誇る品目もあります。



主要品目収穫量

品目	第1位	第2位	第3位	大阪府
しゅんぎく	千葉県 4,130	大阪府 3,750	茨城県 2,560	2位 3,750
ふき	愛知県 4,850	群馬県 1,330	大阪府 992	3位 992
こまつな	埼玉県 17,700	茨城県 12,100	福岡県 8,710	8位 4,180
ぶどう	山梨県 41,400	長野県 28,300	山形県 18,200	7位 5,000
いちじく	愛知県 2,734	和歌山県 2,108	大阪府 1,351	3位 1,351

しゅんぎく、ふき、こまつな：H26野菜生産出荷統計

ぶどう：H27果樹生産出荷統計

いちじく：H25特産果樹生産動態等調査（いずれも農林水産省）

②農産物直売所の販売金額、出荷者数及び店舗数

農産物直売所は府内に144箇所あり、販売金額は大幅に増加しています。生産者にとって主要な出荷先の一つとなるとともに、消費者にとっては新鮮な地場産農産物が購入できる場として定着しています。



「こーたりーな」(泉佐野市)

府内販売金額と出荷者数の推移

年度	H21	H27
販売金額	51億円	83億円
出荷者数	6,569人	10,131人

(大阪府調べ)

地域別店舗数と販売金額 (H27)

地域	三島・豊能	大阪市・北河内・中河内	南河内	泉州	合計
店舗数	48	54	15	27	144
販売金額(万円)	76,576	66,827	233,099	454,202	830,704
割合	9.2%	8.0%	28.1%	54.7%	100.0%

(大阪府調べ)

2. 防災の機能

～災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、

仮設住宅建設用地等のための防災空間としての機能～

①大阪の農空間の防災機能の貨幣価値(*)

生産緑地(*) 2,036ヘクタール(H27大阪府調べ)を、災害時に避難地など市街地のオープンスペースとして活用すると仮定した場合の貨幣価値試算は**61.1億円/年**にも上ります。

②防災協力農地(*)

災害時の避難空間や仮設住宅建設用地等として農地を活用できるよう、防災協力農地として登録することで、住民の安全確保や復旧活動の円滑化など地域の防災・減災に寄与しています。

防災協力農地の登録面積

大阪府内	面積(ha) (H28.3末)	開始年度
寝屋川市	18.8	H15
守口市	4.3	H20
貝塚市	14.4	H20
堺市	8.5	H23
高石市	0.2	H26
大東市	1.7	H27

(大阪府調べ)



【防災協力農地であることを表示する看板(寝屋川市)】



【農地・農業用水を用いた防災訓練(バケツリレー)の様子(貝塚市)】

③農業用水を活用した防災活動に関する協定

災害時の消火用水や生活雑用水に、ため池等の農業水利施設の水を用いるための協定を市町村、土地改良区、大阪府等で締結し、災害時を想定した防災訓練が実施されています。

防災協定の締結状況

防災協定締結の団体名	受益面積 (ha)
光明池土地改良区、和泉市、高石市、泉大津市	243
件水利組合、貝塚市	15
泉南市土地改良区、泉南市	502
西台原土地改良区、阪南市	65
木積土地改良区、木積上方・木積下方水利組合、貝塚市	39
神安土地改良区、高槻市、茨木市、摂津市	272
高槻市東部土地改良区 高槻市、島本町	162

(大阪府調べ)



【都市部を流れる水路網とそれを活用した防災訓練(和泉市 光明池)】

3. 良好な景観を形成する機能

～緑地空間や水辺環境を提供し、都市住民に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能～

①棚田ふるさとファンクラブ[※]

美しい景観を持つ棚田を守るため、平成 11 年 11 月からボランティアの会員募集を開始し、会員 250 人（平成 28 年 10 月末）が登録して、地元農家とともに棚田での農作業や保全活動に取り組んでいます。

棚田ふるさとファンクラブの活動状況

地区名	豊能町 牧地区	千早赤阪村 下赤阪地区
面積	18.4ha	6.1ha
地元組織	牧農空間活性化協議会	下赤阪棚田の会
活動回数	6回 (H28)	7回 (H28)
参加延べ人数	110人 (H28)	127人 (H28)
活動状況		
	草刈状況	イモ収穫

②ため池オアシス（*）

都市部にあるため池は、地域の貴重な水辺として親しまれ、地域住民と共に保全管理されています。
（府内ため池環境コミュニティ18団体）



【ため池の清掃活動状況（和泉市 光明池）】

③エコれんげ米（*）

エコれんげ米の栽培により、春にはれんげの花が咲く美しい景観を提供しており、環境保全・農地保全の重要性を府民に伝える役割を果たしています。



【エコれんげ米の栽培（枚方市）】



【ひのちゃん米（エコれんげ米）の栽培（富田林市）】

④コスモス植栽

地域活動の中でコスモスの植栽などを行い、美しい景観の形成に寄与しています。



【ファンデイウォーキング（富田林市 東条）】



【コスモスロード（高槻市 三箇牧）】

4. 国土・環境を保全する機能

～都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水のかん養、

生物多様性の保全等に資する機能～

①大阪の農空間の国土・環境保全機能の貨幣価値（*）

水田が持つ水資源かん養機能や農地の国土管理機能（国土の荒廃を防ぐ）の貨幣価値試算は **164.1 億円／年**（水資源かん養機能 49.1 億円 + 国土管理機能 115.0 億円）に上ります。

②生物多様性の保全

農空間は、多様な生物の生息地になっています。また、その環境を守る活動が行われています。



【ため池の外来魚駆除の様子（堺市 天濃池）】



【ため池の生き物調査の様子（大阪狭山市 狭山副池）】



【子供たちにため池の役割を紹介するなど身近に感じてもらうための「ため池こども新聞」年1回発行】

5. 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能

～都市住民や学童の農業体験・学習の場及び

生産者と都市住民の交流の場を提供する機能～

①市民農園・体験農園

都市に住む府民にも身近に農にふれあえる場として農地が活用されています。



[彩農園 (貝塚市)]

府内の市民農園の開設状況

	H23	H24	H25	H27
農園総件数	600	622	489	394
農園総面積 (ha)	72.9	72.6	71.4	64.9

(大阪府調べ)

②学習農園・農空間なつく出張教室^(*)

子どもたちに農業を体験してもらう場として農地が活用されています。また、ため池や水路など農空間の役割を学ぶ場として活かす取組みも行われています。

学習農園、出張教室の参加者数 (人)

	H25	H26	H27
学習農園	11,339	14,143	10,465
出張教室	5,343	9,519	7,809

(参加者数は学習農園、出張教室とも府が関与して実施されたものを集計)



[学習農園での稲刈り (松原市立三宅小学校)]



[府職員によるため池環境学習 (熊取町立南小学校)]

③交流

農空間をフィールドとした農業体験やイベントを通じて、都市住民と農家の交流が図られています。（H27年度：イベント開催25回等 約36,500人の参加 大阪府調べ）



[子どもたちの農業体験（泉南市 紀泉わいわい村）]



[都市住民と地元農家の交流イベント
（貝塚市 奥貝塚・彩りの谷 たわわ）]

6. 農業に対する理解の醸成の機能

～身近に存在する都市農業を通じて、

都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能～

①農業祭

農業者のつくる農産物や加工品の販売を通じて、身近な都市農業に対する理解を促進しています。

地域別の農業祭の開催状況

地域	開催市町村・団体	推定来場者数
三島・豊能	10市町	14～15万人
大阪市・北河内・ 中河内	5市・JA等	7万5千人
南河内	9市町村・JA	約11万人
泉州	5市町	約12万人

※産業関係イベント及び収穫祭等の農業関係イベント含む（大阪府調べ）



[泉佐野市農業祭]

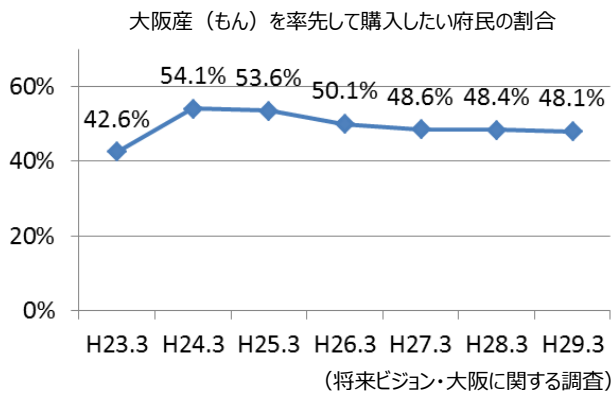
②大阪産（もん）^(*) ロゴマークを用いたプロモーション

大阪府内で栽培・生産される一次産品とそれらを原材料にした加工食品等について、「大阪産(もん)」ロゴマークにより PR し、ブランド力向上を図っています。農産物や加工食品等の商品へのロゴマークの貼付・印刷、JA 等関係団体と連携した各種イベントや、直売所、主要ターミナルなどでの大阪産(もん)ロゴマークを使ったプロモーション、HP や SNS を活用した情報発信等により、大阪産(もん)農産物の率先購入の機会を拡大するとともに、都市住民の農業への理解を醸成しています。



【大阪産（もん）のロゴマーク】

その結果、大阪産（もん）を率先して購入したい府民の割合は、概ね 50%前後の範囲で推移しており、府民のニーズが高いことを示しています。



【大阪産（もん）大集合】

Ⅲ 現状と課題

1. おおさか農政アクションプラン（H24～H28）の取組みと成果

平成 24 年 3 月に策定された「おおさか農政アクションプラン」の 3 つの柱である『ひと』『もの』『空間』での取組みとその成果は以下のとおりとなります。

（1）多様な担い手の育成・確保 『ひと』

①主力となる農業者の育成確保

【目標】販売金額 500 万円以上の経営体
850 経営体

【H27 年度末実績】 747 経営体

販売規模別農業者数の推移

販売金額	H22	H27
50万以上500万未満	3,242	2,652
500万以上1500万未満	677	569
1500万以上	177	178
	854	747

(農林業センサス)

②企業及び新規就農者の参入促進

【目標】参入者数(H23～32) 企業 52 社、新規就農 121 人

【H27 年度末実績】 企業 31 社、新規就農 86 人

③地産地消を担う大阪版認定農業者^(*)の支援

【目標】直売所出荷者数 10,000 人

【H27 年度末実績】 10,131 人

④地域の営農を支える新たな担い手の育成・確保

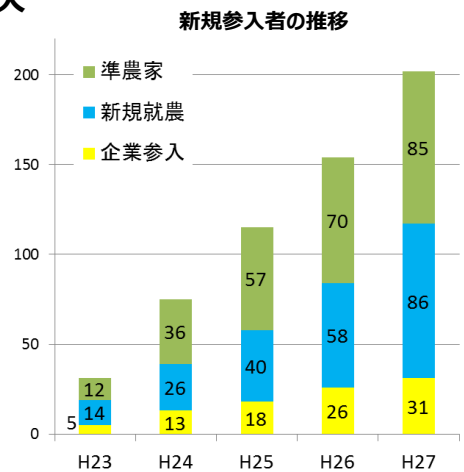
【目標】農作業受託面積 500ha

【H27 年度末実績】 443ha

⑤準農家^(*)制度の推進

【目標】準農家数(H23～32) 166 人

【H27 年度末実績】 85 人



(大阪府調べ)

（2）生産振興・地産地消の推進 『もの』

①大阪産（もん）のブランド化の確立・6次産業化^(*)の推進

【目標】認知度 60%

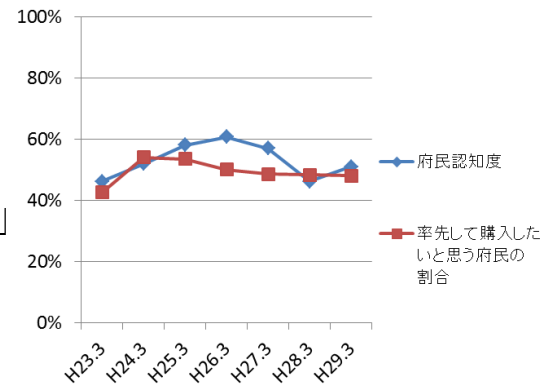
【H27 年度末実績】 46.3%

②農産物直売所を核とした販売農家・地域の元気力向」

【目標】直売所販売金額 85 億円

【H27 年度末実績】 83 億円

大阪産（もん）の府民認知度と購入意欲の推移

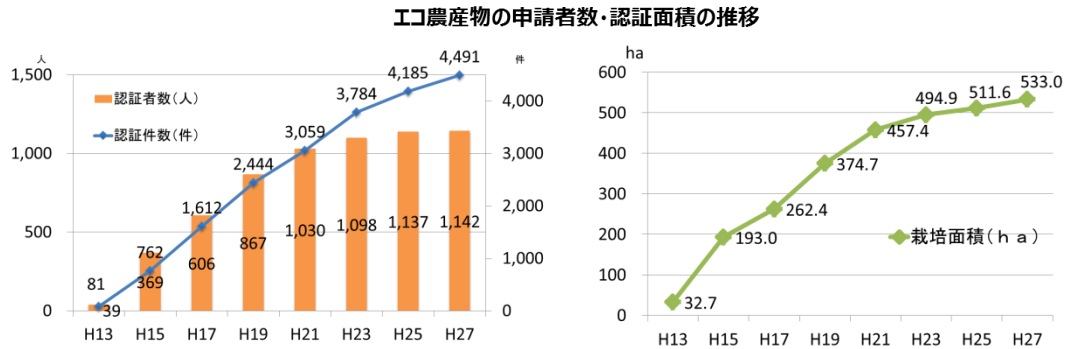


(将来ビジョン・大阪に関する調査)

③農産物の安全・安心確保

【目標】大阪エコ農産物^(*) 認証面積 540ha

【H27 年度末実績】 533ha



(大阪府調べ)

(3) 農空間の保全・活用 『空間』

①遊休農地^(*) 対策の推進

【目標】解消(H20~24) 250ha

【H24 年度末実績】 228ha

【目標】解消・未然防止(H25~29) 400ha

【H27 年度末実績】 294ha

②農空間の保全・活用に向けた地域力による持続可能な農空間づくり

【目標】取組地区数 60 地区

【H27 年度末実績】 74 地区

③農業用水利施設のストックマネジメント^(*) の推進

【目標】診断済基幹的施設の割合 100%

【H27 年度末実績】 66%

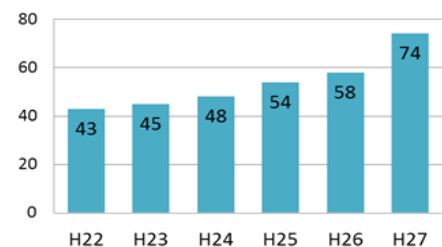
④営農環境の整備

⑤災害に強い農空間づくり

【目標】ため池耐震調査点検 (H22~27) 100 箇所

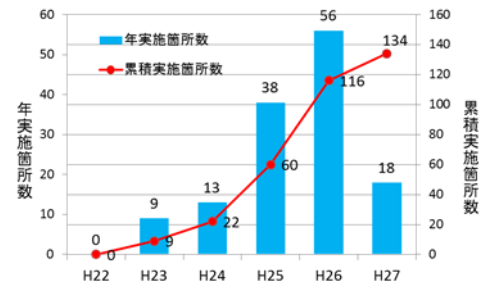
【H27 年度末実績】 134 箇所

農空間の保全・活用に取り組む地区数



(大阪府調べ)

ため池耐震調査点検の推移



(大阪府調べ)

2. 課題と兆し

おおさか農政アクションプランの施策を進める中で、『ひと』『もの』『空間』のそれぞれに見えてきた課題と兆しは、以下のとおりです。

(1) 『ひと』

経営体の減少など依然として担い手の確保に課題はありますが、販売金額 1,500 万円以上の経営体数はわずかに増加し、その販売推定額の合計は大きく伸びています。加えて、500～1,500 万円の経営体の多くが規模拡大を志向しています。また、準農家や新規就農者、企業などの参入実績は伸びていますが、収益面など定着に向けた課題がある中で、経営の確立や規模拡大を目指しています。

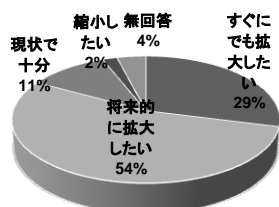
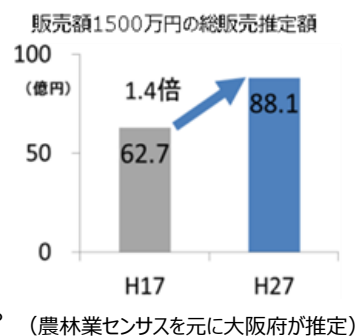
① 大阪農業を支える農業者に係る課題と兆し

課 題

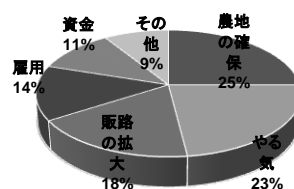
- 販売金額 500～700 万円の経営体の減少率が最も高く、人口減少、少子高齢化が進展する中で、担い手の減少をくいとめることは難しい状況です。
- 野菜指定産地・特定産地・こまわり産地^(*)などの面積は横ばい・微減ですが、一部品目を除き生産者数は減少しており、一人あたりの栽培面積を拡大できる栽培技術の向上や出荷体制の整備など、JA と連携した産地振興が必要となっています。

兆 し

- 販売金額 1,500 万円以上の経営体数は微増し、その総販売推定額は H17→H27 で 1.4 倍となっています。
- 法人化及び規模拡大アンケートによると、販売金額 500～1,500 万円層の規模拡大意向は 54%となっており、特に 40 歳未満では 83%が規模拡大を希望しています。また、雇用による経営規模拡大を望む農業者が多くなっています（14%）。



【規模拡大意向（40 歳未満）】



【規模拡大に必要なこと（全体）】

(大阪府が H27.9 に府内の中心的な担い手約 400 経営体に対して実施した法人化及び規模拡大に関するアンケート調査結果)

- JA による集出荷場の整備が水なすなどの品目で進んでいます。また、都市農業振興サポートセンターがスタートし、都市農業の振興に向けて、JA との連携を強化しています。
- 大阪版認定農業者制度は、直売所に出荷する生産者を支援する上で効果を上げてお

り、今後、地産地消の推進に向けてさらなる制度の拡充が必要です。

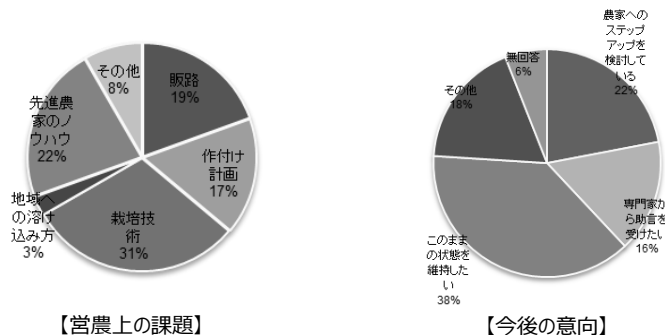
② 新規就農・参入に係る課題と兆し

課題

- 企業の参入は進みつつありますが、経営の安定化が課題となっています。
(参入当初に掲げた計画通りに進んでいる企業の割合 38%)
- 新規就農者は、増加していますが、経営を確立することが課題となっています。
(青年就農給付金受給者 5 年目の、平均所得額は 98 万円程度)
- 農業参入の入り口として、準農家の参入実績も増えていますが、十分な農地の確保が出来ず待機者も多くなっています。また農家へのステップアップが十分に出来ていません。
(準農家からの就農 12%)

兆し

- 準農家へのアンケートでも、「農家へのステップアップを検討している」22%、「ステップアップを図る上で専門家から助言を受けたい」16%と向上意欲を示す農業者が現れています。



【営農上の課題】
【今後の意向】
(大阪府が H28.8 に準農家に対して実施したアンケート調査結果)

- 農業参入した企業を対象にした意向調査によると、「今後の規模拡大を検討している」「将来的には検討したい」が 75%あり、多くの企業が規模拡大に前向きな意向を示しています。

(2) 『もの』

大阪農業は、個々の経営面積が小さく、多様な品目を集約的に生産する施設園芸などの経営形態が発展していることが特徴です。また、ICT やセンシング技術を用いた生産技術の開発・導入が始まりつつあり、商品づくりに対する専門家のアドバイスなどにより優れた 6 次産業化商品も生まれつつあります。農産物直売所においては出荷者数、販売金額ともに伸びてきており、府民、生産者双方からのニーズの高さがうかがえます。大阪エコ農産物の認証件数、面積は順調に増加しており、環境保全型農業の定着が進んでいます。

① 大阪産（もん）のブランドの確立・6次産業化の推進に係る課題と兆し

課題

- 大消費地の中で生産されてきたため、販路の開拓や確保に対する生産者の意識が薄いと考えられます。
- 積極的に設備投資を行い、6次産業化に取り組もうとする生産者が少ない状況です。
- 消費者ニーズに即した6次産業化商品を作るマーケットイン^(*)の発想をもった事業者が少ない状況です。

兆し

○戦略品目

- ・府内はもとより、府外にも積極的に展開する戦略品目として「水なす、若ごぼう、ぶどう」を選定し、生産拡大、販路開拓を一体となって展開してきた結果、ブランド化が進みつつあります。

水なす



若ごぼう



デラウエア



○革新的農業技術

- ・ICTやセンシング技術を使ったスマート農業^(*)の新技术の開発・導入が始まりつつあります。
- ・水なすの低コスト複合環境制御技術の確立など、品目毎のロードマップに位置付けた革新技术等についてものづくり企業との連携が始まりつつあります。

○6次産業化

- ・6次産業化サポートセンター^(*)において専門家の力も借りながら、商品づくりのコンセプトやターゲットの選定、コスト計算、パッケージデザイン等を行い、優れた6次産業化商品が生まれるようになってきています。

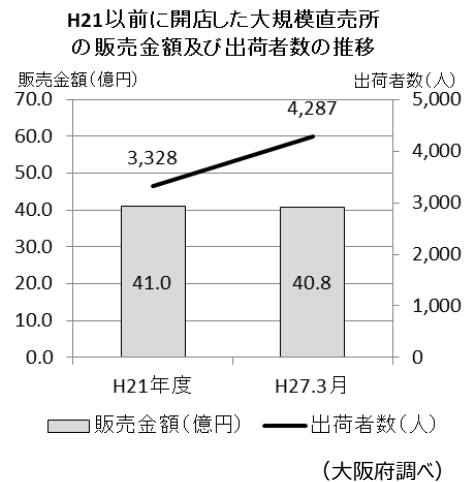
② 農産物直売所に係る課題と兆し

課題

- 近年は大規模直売所の新規開店が続く、府内直売所の総販売金額は増加していますが、平成22年以降に新規開店した大規模直売所を除くと、売場面積の不足や品揃えの偏りにより、販売金額は横ばいになっています。
- 地区別出荷額割合は、泉州・南河内が高く地域的に偏りがあり、その他の地域でも府民が地元農産物を購入しやすい環境づくりが求められています。

兆し

- 出荷者数については順調に伸びており、市場出荷が難しい小規模の生産者の出荷先として大きな役割を果たしています。
- 売場面積の拡大や、品揃えを充実させるための栽培・加工技術の指導などにより、既存の直売所をさらに充実させることで、生産者、府民双方の満足度を上げることができると考えられます。
- 大規模直売所のうち市街地に立地する4店舗の販売金額が伸びており、身近な直売所への府民ニーズの高さがうかがえます。(H25→H27 6.4%増)



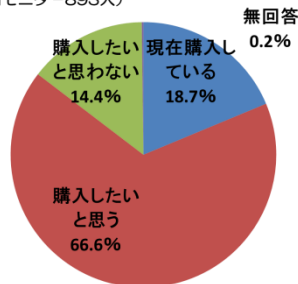
③ 大阪エコ農業（環境保全型農業）の課題と兆し 課題

- エコ農産物など環境に配慮した農産物の生産には、高度な栽培技術と労力が必要ですが、価格に反映されず、認知度も低い状況にあります。
- 有機 JAS 農産物は、認証と更新の費用が必要で負担となっています。
- エコ農産物等の生産拡大のためには、農薬だけに頼るのではなく、天敵や微生物資材等を利用する総合的な防除技術の確立が必要となっています。

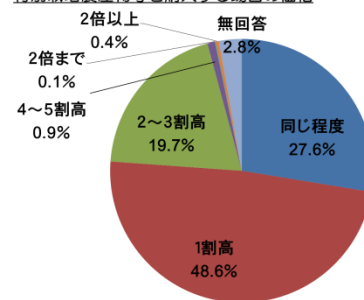
兆し

- 農林水産省が実施した調査では、約85%の消費者が、地域の慣行に比べて農薬・化学肥料を50%以下にして栽培された「特別栽培農産物」を購入したいと答えており、そのうち約70%が1~3割高い価格でも購入したいと答えているなど、農産物の安全・安心に対する消費者意識は高く、付加価値は今後高まっていくことが期待されます。

特別栽培農産物等の購入の意向
(消費者モニター893人)



特別栽培農産物等を購入する場合の価格



(農林水産統計 H27 全国調査「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」)

(3) 『空間』

農業者の減少や高齢化が進み、農地はもちろん、地域の営農を支えてきたため池や水路などの農業用施設も管理が難しくなっています。老朽化が進んだ施設が多く、改修に

かかる費用負担が大きな課題です。農道や水路が整備されていない農地は遊休化しやすく、借り手がつきにくい現状にあります。こうした中で、各地域で活動する団体は増加傾向にあります。地域住民だけでなく、自然農法や農業体験などテーマで集まった都市住民や学生の活動も広がりつつあります。地域の将来像と農空間の保全を併せて考えていくことが求められています。

① 農空間保全地域^(*) 制度（遊休農地対策）

課 題

- 農家アンケートでは、後継者対策として「集落営農、機械の共同利用」「農地貸借」などが必要との回答が目立っています。住民アンケートにおいても、地域のあり方について「人を呼び込みたい」「農村地域として保全したい」などの回答となっており、遊休農地対策と集落の維持・活性化の取組みを併せて行うことが必要となっています。
- 遊休農地は点在しており、発生に合わせて担い手へのマッチングを行うと農地を集積できないため、遊休農地対策と担い手への農地集約を両立させる取組みが必要となっています。
- 道が無いなど耕作条件が悪い農地は、遊休化しやすく、借り手もつきにくい状況です。また、一度遊休化すると復旧に多大な労力を要するため、遊休化する前の予防保全が重要となっています。

兆 し

- 遊休農地対策のための農地の利用意向調査と併せて、集落の将来像についてのアンケートを行い、地域ぐるみで取組みの検討が進められつつあります。
- 府は将来を見据えた地域の取組みが進められる中で、様々な制度やノウハウの提供などコーディネーターの役割を求められています。
- 水田を借りて野菜を栽培する高収益作物への転換のニーズが多くなっています。また、企業参入を契機に農地の集約が進んだ事例が増えつつあります。

② 地域力による持続可能な農空間づくり

課 題

- 地域住民による農空間づくりを進めていくためには、地元の課題認識とリーダーとなる人材の確保が課題です。
- オアシス環境コミュニティ^(*)では施設整備、コミュニティの設立から10年以上が経過し、施設の老朽化や機運の低下、活動組織の代替りによるリーダーの確保が課題です。
- 活動費や老朽化した施設の補修・改修費の負担が困



[長池オアシスの親水施設（熊取町）]

難になっており、多面的機能支払^(*)などの制度の有効活用が必要となっています。

- 多面的機能支払を活用している地区でも、依然、担い手不足などに課題があり、地域のあり方などを考える体制づくりが必要となっています。

兆し

- 自然農法や農業体験など、テーマで集まった学生や都市住民が組織をつくり、持続的に遊休農地などの農空間を活用した活動を展開しています。

・豊能町牧地区

地元、都市住民による棚田の保全から、企業の参画を得て農空間と森林など地域一体を保全する取組みに発展しています。

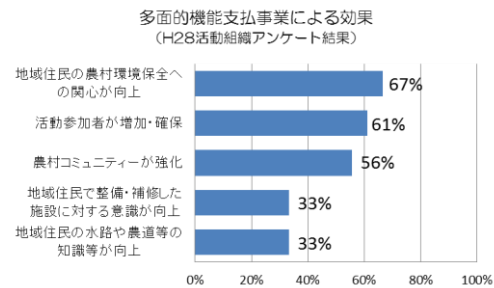


[牧地区の保全活動（豊能町）]

・河南町かうち地区

地元、NPO 法人、専門学校が連携して遊休農地を再生し、学生や就農希望者に農業体験や実習を展開し、地元の空家を活動拠点として整備する取組みも始動しました。

- 多面的機能支払では府民による協働活動を必須としたことにより、農家と非農家の交流が図られ、府民の農空間に対する意識が向上してきました。

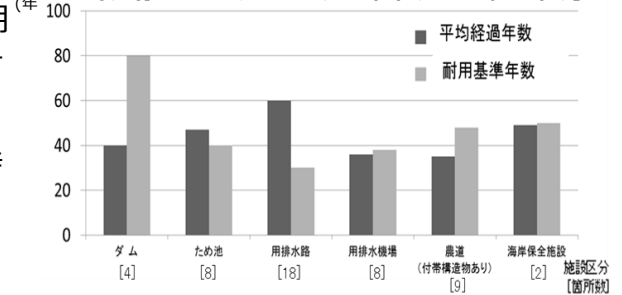


③ 土地改良施設の老朽化対策

課題

- 土地改良施設は戦後の復興期、高度経済成長期等に整備され、耐用年数を超過するものが増加しています。
- 担い手農家の減少により、適正な日常管理や維持補修などの費用負担が困難になっています。
- 市町村の財政的理由により、簡易な維持補修さえ困難になっています。計画的な再整備や利用需要に応じた有効活用、適正な管理主体への施設移管が必要となっています。

【主な府有土地改良施設の耐用基準年数と平均経過年数】



(大阪府調べ)
(参考事例)

施設名	設置	受益農地		年間維持費
		当時	現在	
Aポンプ場	S46	902ha	59ha	400万円

兆し

- 平成 27 年 11 月に大阪府ファシリティマネジメント^(*)基本方針が策定され、平成 29 年度には土地改良施設長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化や総量最適化に向けた検討が進められています。

3. 長期的な社会情勢

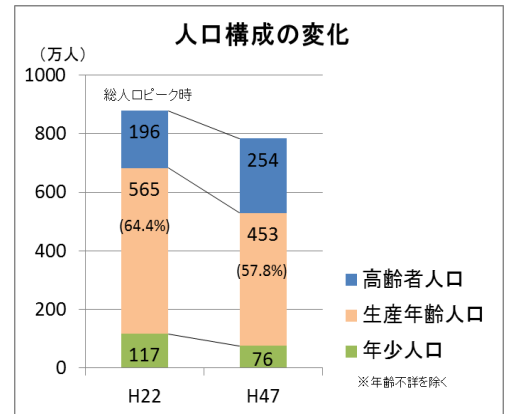
人口減少社会が到来し、市街化圧力が低下する中、都市の中の「みどり」「農地」を良好な都市環境の形成に活かしていくことが今後ますます求められてくると考えられます。

また、自動運転やテレワークなどにより仕事の時間、場所的制約が解消されることにより農村部での仕事や居住を選択できるようになり、地域のコミュニティを支える人材の出現が期待されます。

主な分野における傾向や長期的な予測は以下のとおりです。

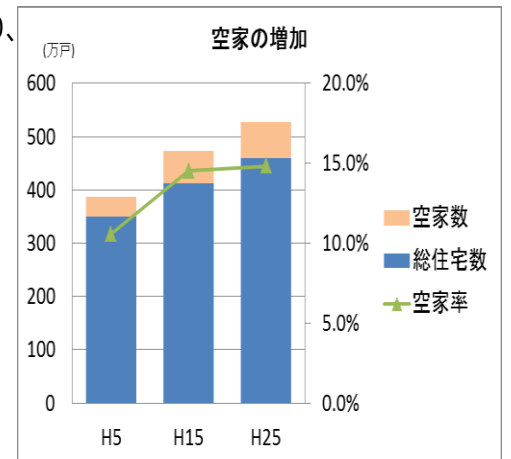
① 人口（府人口ビジョン：H28.3）

- ・大阪府の人口は H22 をピークに減少。
（H22：887 万人→H47：784 万人）
- ・世代別人口の構成比は高齢者人口が増加し、生産年齢人口は減少し労働力が不足。
（H22：64.4%→H47：57.8%）



② 住宅・土地（府人口ビジョン：H28.3）

- ・府内では空家数が年々増加。
- ・人口・世帯数の減少が進み、さらに空家・空地が増加すると、住環境等が悪化するおそれ。
- ・空家・空地を地域の貴重な資産として有効活用することにより、定住魅力・都市魅力の高まりが期待。
（都市農業振興基本計画 閣議決定：H28.5）
- ・多くの都市が人口減少局面に移行し、宅地需要が沈静化し、市街化圧力が低下。



③ 環境

- ・人口減少、住宅・土地需要の変化から遊休地の荒廃による都市景観、生活環境の悪化が懸念。
- ・みどり、農地としての土地利用への要請が高まる。

④ 気象（気象庁 HP）

- ・日本の平均気温は、1898 年以降では 100 年あたりおよそ 1.1℃の割合で上昇。
- ・極端な多雨・少雨の年が増えている。



⑤ コミュニティ（府人口ビジョン：H28.3）

- ・高度成長期以降、核家族世帯の増加、ライフスタイル

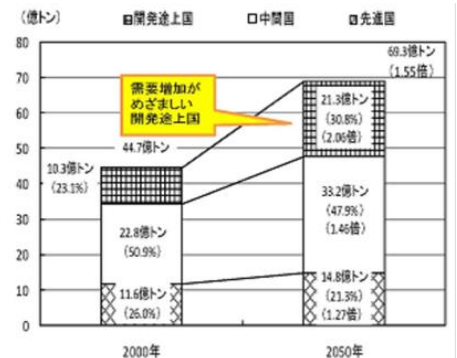
- ル・居住形態の変化などにより、自治会・子ども会などの地域コミュニティは減少・弱体化。
- ・今後、高齢化が急速に進展し、人口減少が進む中で、地域の結びつきがさらに希薄化した場合、地域の治安力、福祉力、教育力の低下につながるおそれ。
- （食料・農業・農村白書「人口減少社会における農村の活性化」農水省：H27.5）
- ・地域活動を担っていた高齢者人口も H37 から減少。農地等の資源やコミュニティの維持が困難に。

⑥ 健康（健康・医療戦略 閣議決定：H26.7）

- ・高齢化の進展や健康志向の高まりから、健全な食生活の実践や農業への理解促進、食育の国民運動を展開。
- ・農産物の機能性成分に着目した高い付加価値を持つ農産物の研究開発を推進し、健康的な食生活を構築。

⑦ 食料（2050年における世界の食料需給見通し 農水省：H24.6）

- ・世界では開発途上国の人口増加や経済発展等を背景に、食料需要が増大。食料生産全体を 1.55 倍引き上げる必要がある。
- ・国際市場での輸入需要増の激化が想定される中で、日本の輸入量のウエイトは低下し、国際市場での影響力は低下。
- ・食料自給率の向上、輸入調達手段の多様化が必要。



⑧ 交通

- ・自動車の自動走行が可能になり、過疎地等における運営コストを抑制した新たな移動サービスを実現。
（自動走行ビジネス検討会 経産省・国交省：H28.3）
- ・自動運転や最適誘導により渋滞が減少し、移動・物流の生産性は飛躍的に向上。
（働き方の未来 2035 厚労省：H28.8）
- ・新幹線・飛行機はさらに高速に、リニアは主要都市間の移動時間を短縮して住む場所・働く場所の選択肢は拡大。

⑨ 仕事（働き方の未来 2035 厚労省：H28.8）

- ・少子高齢化により女性・高齢者等の全員参加が必要な就業構造に変化。
- ・処理速度、通信技術、移動技術の向上、AI などによる技術革新が進む。
- ・情報技術の進展によりネットを通じてコミュニケーションや共同作業が可能になり、時間や空間にしばられない働き方（テレワーク等）に。

⑩ 余暇

- ・個人の興味が「モノ（所有）」から「コト（経験）」に変化し、「コト」に費やす時間・コストが高まっている。

4. 統計データによる趨勢

H7～H27 のセンサステータ元に、このままのトレンドで推移した場合の 20 年後（H47）の農業（『ひと』『もの』『空間』）についての状況を推計しています。

農家数は減少するものの、高齢化等により農業が継続できなくなった農地を、規模拡大や新規参入を希望する企業や農家に集約することで、農業の成長産業化が進められると考えられます。

① 『ひと』

● 農家戸数の推移予測

○ 全体

- ・農家戸数は H27 の 71%
- ・販売農家は H27 の 52% で半減、自給的農家^(*)は 92% で横ばい

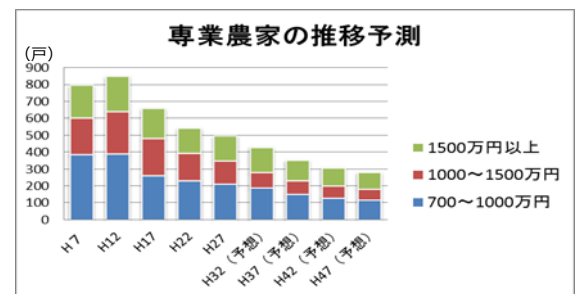
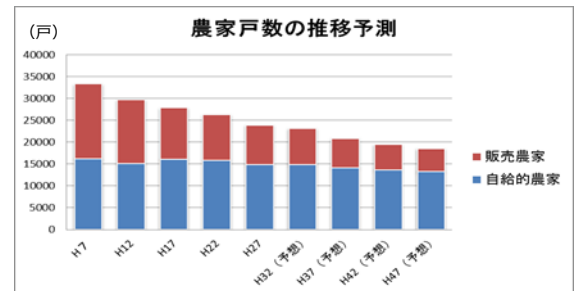
○ 専業農家

- ・H27 の 70% で、販売農家全体よりも減少は緩やか
- ・販売金額 1500 万円以上の層は H27 の 94% と横ばい

（2010 年世界農林業センサス総合分析報告書）

農業従事者：

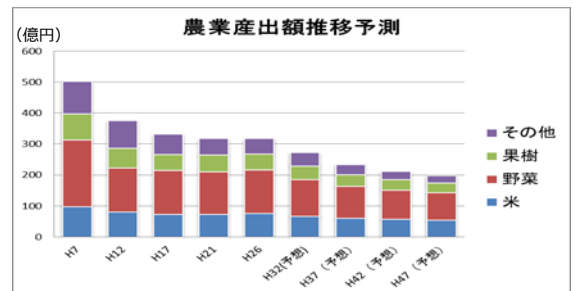
平成 42 年には平成 22 年の **37.5%** まで減少



② 『もの』（生産農業所得統計を元に推計）

● 農業産出額の推移予測

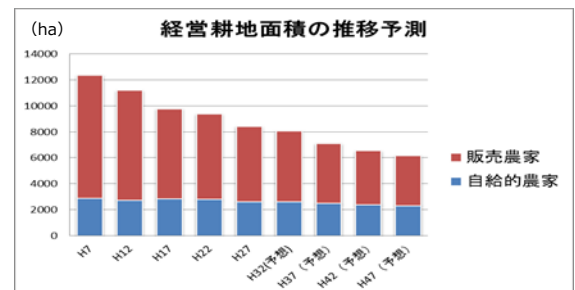
- ・H26 に比べて 62% に減少
（米は 7 割程度、野菜は 6 割、果樹は 6 割弱）



③ 『空間』

● 経営耕地面積の推移予測（センサスを元に推計）

- ・H27 に比べて 73% に減少
（販売農家 66%、自給的農家 89%）
- ・販売農家 1 戸あたりの面積は H27 から約 13% 増加
自給的農家は変化なし

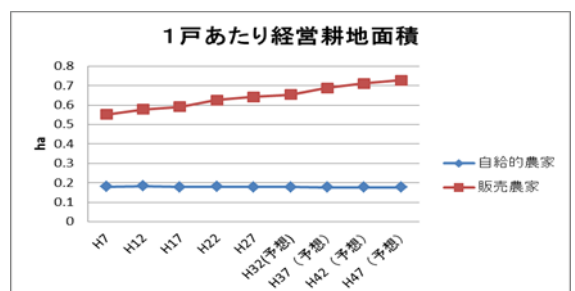


（経済産業省「稼ぐ力」）

耕地面積：平成 42 年にかけて **8 割強** に減少

農業就業者 1 人あたりの所得：

耕作地が残った担い手に集約されれば、平成 42 年にかけて **38.7%** 程度増加



IV 考慮した視点と将来像

1. 考慮した視点

おおさか農政アクションプランの成果と課題、兆しと長期的な社会情勢を踏まえて、新たに考慮した視点を以下のとおりとします。

①農業を大阪の重要な産業と捉え、「農業ビジネス」として高める

- ・ J A をはじめ様々な団体や企業とともに、農業者の規模拡大や経営の高度化を図り、農業のビジネス化を推進することで、農業を大阪の重要な産業として育て、地域経済の活力を高めていく。
- ・ 大阪産（もん）を全国ブランドとして確立し、海外を含め販路を拡大するとともに、インバウンド消費の拡大に努める。
- ・ 農業のビジネス化により、若者にとっての職業としての魅力を高め、シニアにとっても転職や再雇用の選択肢となる、やりがいのある仕事にする。

②多様な主体との連携により「農業」と「関連産業」のイノベーションをめざす

- ・ 大学や環境農林水産総合研究所などの試験研究機関や中小企業、ベンチャー企業などと連携を図り、スマート農業や6次産業化、農商工連携等を推進する。

③大阪産（もん）の地産地消で府民と農業者、事業者の満足度を上げる

- ・ 川上・川中・川下（生産・加工・流通・消費）をつなげ、大阪産（もん）の農産物やその加工品の家庭や飲食店での利用を拡大する。
- ・ 生産者と消費者の互いに顔の見える関係を深化させる。

④他分野・異分野とも連携し農業・農空間に新しい価値や機能を産み出す

- ・ 防災、景観、健康、福祉、教育、環境などの分野と農業を結びつけ、新たな価値や機能を発揮させる。
- ・ 農空間の保全活動や農業体験等を通じて、府民が農空間の魅力を感じることで、大阪農業・農空間の応援団になる。
- ・ 府民が農業・農空間に関わる中で、その価値を知り、次の世代にその大切さ伝えていく。

2. 将来像

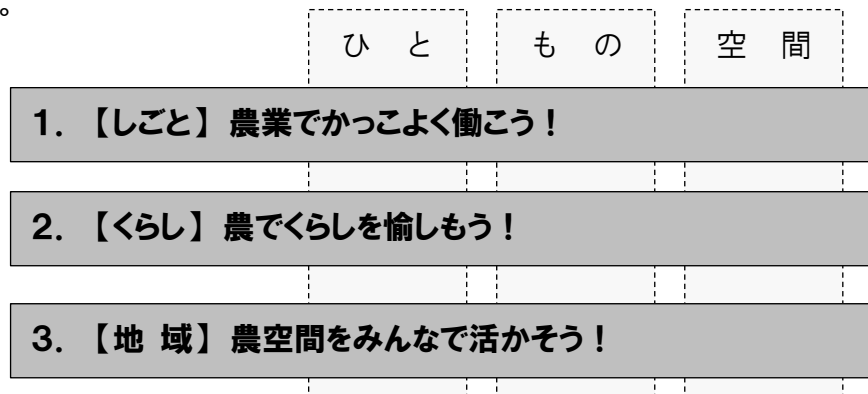
大阪府新農林水産業振興ビジョンの基本目標『府民とともに目指す豊かな「食とみどり」の創造』の実現に向け、重視する考え方を踏まえ、府民のみなさんとともに様々な場面で農を活かし、農業・農空間が有する農産物の生産・供給を基礎とした多様な機能が発揮され、次代に継承していくことを将来像として設定します。

府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」

V 目指す方向性と 10 年後の姿

将来像「府民とともに未来へつむぐ豊かな『農』」を実現していくため、府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、【しごと】【くらし】【地域】の3つをテーマとして、目指す方向性と10年後の姿を設定します。

また、おおさか農政アクションプランで『ひと』『もの』『空間』の3つの柱を対象に進めてきた施策を有機的に結び付けることで、より府民に分かりやすく、効果的な施策の推進を図ります。



1. 農業でかっこよく働こう！

しごと

—「重要な産業」としての大阪農業の振興—

- 大阪農業は、都市の立地を活かして施設園芸作物などが集約的に生産されており、生産額ベースでの自給率は5%となっています。また、「しゅんぎく」や「こまつな」、「ぶどう」など全国でも有数の収穫量を誇るものや「水なす」、「若ごぼう」など特徴のある農産物が生産されています。
- 大阪農業の特長を活かし「重要な産業」として育てていくために、ビジネスマインドを持つ農業者の育成、規模拡大や法人化の支援、府民や企業の農業参入にむけたサポート、若手農業者の育成などに取り組みます。
- 生産の省力化や高付加価値化のための革新的農業技術を、大学や研究機関等と連携して開発・普及するとともに、農地利用の促進を図ります。また、地産地消を支える農業者の育成と生産振興により大阪産（もん）を安定的に供給します。
- 大阪らしい特長を有する戦略品目について生産とマーケティング、販売が一体となったブランド展開を推進します。
- なお、取組みにあたっては、地域で生産されるものを地域で消費する「地産地消」に加え、府民のみなさんが求められるものを作り届ける「地消地産」の視点も重視していきます。

< 10年後の姿 >

農業経営体の販売額の増加 40億円（200 → 240億円 年2%増）

※H27センサスデータからの推計

2. 農で暮らしを愉しもう！

くらし

—農を身近に感じ愉しめる機会の充実—

- 大阪産(もん)を率先して購入したいと思う府民の割合は概ね 50%となっています。農産物直売所も賑わっており、5年前と比べ販売額は1.6倍に達しています。また、府民の1/3が大阪の農業・農空間に「安らぎやレクリエーションの場の提供」を期待しています。(平成26年度府民アンケート)
- より多くの府民のみなさんに、農を身近に感じ愉しんでいただくため、大阪産(もん)や農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実と身近な購入場所や飲食店の増加に取り組めます。
- 農産物直売所の機能を高めることなどにより、生産者との交流や農業体験の場を提供します。

<10年後の姿>

府民が大阪産(もん)に直接ふれられる拠点数の増加 242件

(470 → 712件 農産物直売所及び販売所)

3. 農空間をみんなで活かそう！

地域

—大阪農空間の多様な機能の発揮促進—

- 府内農地は13,200haで、その内約30%は市街化区域内にあり、府民に身近な存在となっています。また、能勢町長谷や千早赤阪村下赤阪をはじめとした棚田などの農村の原風景を保つ地域や、泉州地域の水なすの園芸団地など、多様な農空間が広がっています。農空間は、水源涵養などの国土保全や農耕に係わる祭りなどの文化の継承、イベントなどを通じた都市に住む府民と地域の住民の交流など、多様な機能を有しています。
- これらの機能を、農家をはじめ、地域住民や府民、企業などのみなさんと共に支え、活かし、次代に継承していきます。
- 府民のみなさんが、農業・農空間に関する様々な活動に愉しみながら参加できるような環境をつくれます。地域の魅力や特性を活かして、農業を中心とした地域づくりを府民のみなさんと共に進めるとともに、農空間を活かした安全安心の確保にも取り組んでいきます。

<10年後の姿>

地域の特色を活かした農空間づくりの実施 43市町村 (28 → 43市町村)

VI 取り組む施策とその目標

1. 農業でカッコよく働こう！

しごと

—「重要な産業」としての大阪農業の振興—

(1) ビジネスマインドを持つ農業者の育成

ビジネスマインドの醸成や経営能力の向上、法人化など、農業者の経営強化を応援します。さらに、大阪農業の持続的発展に向けて、夢を持って経営プランの実現を目指す農業者や、次代の担い手の育成などの地域の課題解決を目指す「共有価値の創造（CSV）」を実践する農業者を育てます。また、農業経営の規模拡大に向けて、人材確保などに取り組んでいきます。

【取組内容】

① 経営向上意欲の高い農業者を対象とした集中的な取組み

- ・重点的担い手育成システムの展開

② 農業者の経営能力強化支援

- ・CSVを念頭に置いた農業ビジネススクール(大阪アグリアカデミア)の運営
- ・経営コンサルタントの派遣（経営強化コンサルプロジェクト）
- ・経営強化プランコンテストの開催（おおさか No-1 グランプリ）
- ・人材確保のサポート（戦略型農業人材マッチング）

③ 農業経営の法人化の推進

- ・法人化セミナーや個別相談会等の開催

④ 関係機関と連携した経営能力の強化

- ・JAと連携した指導者向け研修会の開催
- ・大阪府担い手育成総合支援協議会を通じた認定農業者^(*)への講習会等の実施
- ・民間企業と連携した農業者の課題解決サポート

⑤ 農業者のネットワーク活動の推進

- ・若手農業者や女性農業者、大阪府農の匠等の交流活動の促進

⑥ 優良事例の発信による経営能力向上の意識啓発

- ・選賞・表彰事業の実施
- ・SNSを通じた農業者情報の発信

<5年後の目標>

経営改善意欲の高い農業者の平均販売額の3割増加

※販売額の増加を図る対象農業者約300名

(2) 農業を新たな「仕事」にできる機会の拡大

府民や企業が、農業に参入しやすい機会を拡大します。大阪独自の取組みである準農家制度のさらなる推進をはじめ、新規就農や企業参入のトータル的なサポートの充実や、ハートフルアグリ^(*)の促進、新規就農者の参入促進と定着などを応援します。

【取組内容】

① 新規就農者の参入促進と定着に向けた取組み

- ・新規就農相談窓口の運営（就農ガイダンス・相談会の開催）
- ・大阪型農業インターンシップ制度^(*)の創設
- ・青年就農給付金・青年等就農資金による就農促進
- ・新規就農者等を支援する研修協力農業者の登録制度の創設
- ・新規就農村^(*)の開設
- ・農業大学校^(*)や民間企業等と連携した新規参入の促進

② 企業参入のトータルサポート

- ・農地中間管理事業^(*)を活用した農地確保
- ・農の成長産業化推進事業（経営強化コンサルプロジェクト）を活用した経営改善

③ 準農家制度のさらなる推進

- ・農地紹介の機会の充実
- ・定着を目的としたステップアップセミナー（講習会・交流会）の開催

④ 女性農業者の活躍推進

- ・大阪発女性農業者応援事業による活躍の場の創出

⑤ 障がい者の新たな就労の機会を創出するハートフルアグリ^(*)の促進

- ・ワンストップ相談窓口「ハートフルアグリサポートセンター」の運営
- ・経営安定化のサポート
- ・農家・農業法人と福祉施設のマッチング促進

⑥ 「仕事」としての大阪農業の魅力発信

- ・農業者と府民の交流機会の創出
- ・各種メディアを通じた活躍する農業者の情報発信

<5年後の目標>

新規就農者数 80 人・準農家 90 人・企業 30 事業者の参入

(3) 農業ビジネスを加速させる技術開発・普及・農地利用の促進

農業ビジネスの確立に取り組む生産者を技術開発や知恵の伝承などで支援します。大学、研究機関やものづくり企業と連携して、生産の省力化や高付加価値化のための革新的技術の開発・普及を行います。また、熟練農家の知恵・技術を後継者に伝承していくシステムの開発などに取り組んでいきます。

規模拡大農業者や新規参入者・企業の農地確保や、ほ場の整備などを進めます。

【取組内容】

① 革新的農業技術の開発

- ・大学、環境農林水産総合研究所・ものづくり企業のノウハウを活かした、ICT・IOT・ロボット技術等の開発
- ・夏季生育障害など生産性を低下させている課題の解決
- ・複合環境制御システムによる作物の生産性・品質の向上
- ・アシストスーツ等を利用した農作業の省力化
- ・熟練農家のノウハウの蓄積、見える化による知恵・技術の伝承

② 革新的農業技術の普及

- ・開発技術導入のための支援制度の充実

③ 規模拡大農業者や新規参入者・企業に農地の利用集積ができる仕組みづくり

- ・農空間保全委員会などの取組みを通じた参入可能農地の情報把握
- ・営農継続困難地を規模拡大や新規参入に活用するためのほ場整備の実施
- ・企業等参入拡大支援整備事業^(*)による基盤整備の促進

④ 農地中間管理事業を活用した農地貸借の促進

<5年後の目標>

革新的な新技術の現地実証 5 技術以上（1 技術以上／年）

高収益な作物の導入による高収益型農業を実現するための農地の確保 80ha

※基盤整備等による農地確保 20ha、農地貸借による農地確保 60ha

(4) 地産地消を支える農業者の育成と生産の振興

府民のみなさんが高品質な農産物を安定的に手に入れられるようにします。「大阪版認定農業者」の育成に取り組み、野菜や果樹などの農産物を安定的に供給します。地域の合意形成を通じて地域振興に取り組みます。また、安全・安心で環境にやさしいエコ農産物等の生産や農産物の安心の見える化などに取り組んでいきます。生産に欠くことのできないため池や、水路などの農業施設の健全な維持に取り組みます。

【取組内容】

① 大阪版認定農業者の育成による大阪産（もん）の供給量の拡大

- ・府民ニーズに応じた生産の拡大

② 大阪の食・文化を支える高品質な農産物の安定供給

- ・野菜：JAとの連携による国の野菜指定産地等における安定生産
- ・果樹：生産者団体等との連携による品種更新、園地整備、技術研鑽等の推進
- ・花き：生産者団体等との連携による新品種導入、鮮度保持、利用拡大等の推進
- ・水稻：良食味・高品質米の安定生産、品種導入
- ・共通分野：農作物鳥獣被害対策の推進、地球温暖化適応技術の普及

③ 人・農地プラン^(*)の策定等を通じた地域振興

- ・地域の合意形成による高収益な作物の導入と生産拡大
- ・機械の共同利用など地域ぐるみの営農活動への支援
- ・水稻作から園芸作物への転換

④ 安全・安心で環境にやさしいエコ農産物等の生産振興

- ・エコ農産物など農薬の使用を抑え、省力的に栽培する総合防除技術（IPM 技術）^(*)等の確立、普及
- ・安全・安心の確保に向けた農業生産の各工程について記録・点検等を実施するシステム等の普及

⑤ 農産物の生産を支える農業施設のファシリティマネジメントの推進

- ・長寿命化の推進
- ・将来を見据えた「小型化」「統合」「有効活用」の検討・実施

⑥ きめ細やかな基盤整備の推進

- ・農業用水路・農道等の整備
- ・生産緑地での生産環境の整備（都市農業振興基本計画に基づく国の制度・支援策に応じて対応）

<5年後の目標>

主力野菜の供給量の増加 412 t (16,497 → 16,909t 年 0.5%増)

※主力野菜：野菜指定産地・特定産地・こまわり産地の野菜

安全安心な農産物（Eco農産物）の栽培面積の増加 43ha (533 → 576ha)

大阪産（もん）の供給を支える水利施設の健全化 受益農地面積 1,150ha

(5) 大阪産（もん）の全国ブランドとしての流通や海外販売

大阪産(もん)を全国ブランドとして高め、販路の拡大を図ります。大阪産(もん)の6次産業化や、農業者の販路の拡大、水なすや、若ごぼう、ぶどうなどの戦略的なブランド展開などに取り組んでいきます。

【取組内容】

① 6次産業化サポートセンターを活用した商品開発・経営改善

- ・地域や組織と連携した6次産業化商品の開発
- ・消費者、加工事業者、小売事業者とのネットワークづくり
- ・マーケットインの発想による商品化

② 販路開拓にチャレンジする農業者支援

- ・生産者と事業者を結ぶ商談会の実施、出展者支援
- ・インバウンド需要創造に向けた観光との連携
- ・インバウンドビジネスのための多言語対応、情報提供等の支援

③ 戦略品目を定め、生産とマーケティング、販売が一体となったブランド展開

- ・戦略品目の首都圏、海外等の新規流通モデルの開拓支援
- ・全国及び海外向け品目のGAP^(*)の導入支援

④ 産地から消費地までのきめ細かい流通システムの構築

- ・直売所や市場仲卸業者等と連携した飲食店向けの新たな流通システムの構築
- ・マルシェ開催情報など、事業者への情報提供による販路拡大支援

<5年後の目標>

戦略品目（泉州水なす）の首都圏向け出荷量の増加 20 t (173 → 193t)

6次産業化等に関する市町村戦略数 10件 (6 → 10件)

※市町村戦略：市町村が6次産業化等の方針、今後の取組目標等を定めた計画

2. 農でくらしを愉しもう！

くらし

—農を身近に感じ愉しめる機会の充実—

(1) 農を知る機会の充実

府民のみなさんが農業・農空間をより身近に感じられるようにします。大阪産（もん）の生産状況、旬、イベントなどの情報発信や農業・農空間の大切さを学べる機会を充実します。

【取組内容】

① 大阪産（もん）を知る機会の充実

- ・ホームページ、メールマガジン及び Facebook 等で効果的な情報発信
- ・ターミナルや空港等多くの人が利用する場での大阪産（もん）イベントの開催
- ・府庁食堂や社員食堂等での大阪産（もん）の提供

② 農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実

- ・農空間なっとく出張教室の開催
- ・学校給食への大阪産（もん）の活用促進
- ・子どもたちへの農業体験・食育・花育等の機会提供
- ・各種メディアを通じた情報発信

<5年後の目標>

大阪産（もん）フェイスブック発信 年間 120 回以上

大阪産（もん）ホームページビュー数 月平均 1,000 ビュー増加

(9,200 → 10,200 ビュー)

農業・農空間について学ぶ学校等の数 100 件

(2) 大阪産（もん）を食べる機会の充実

府民のみなさんが、大阪産(もん)を手にし、味わいやすくします。魅力的な大阪産(もん)を購入できる直売所や量販店、マルシェをはじめ、味わえる飲食店を増やします。また、大阪産(もん)にまつわる産地の特徴や、生産者の思いなど、いわゆるテロワールを感じられようにします。

【取組内容】

① 農産物直売所の魅力向上

- ・地元農産物の物語性や個性の紹介
- ・レストランの併設やイベント開催等による魅力向上
- ・地域ブランド農産物・加工品のミニ産地育成による品揃えの充実

② 府民に身近な購入場所と機会の提供

- ・量販店や駅ナカ等での販売拠点づくり
- ・マルシェなど府民と農家が直接ふれあえる場の開設

③ 大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加

- ・観光、商工と連携した大阪産（もん）を利用した料理の提供機会の拡大

<5年後の目標>

農産物直売所利用者数の増加 42万人（466 → 508万人）

※府が把握している農産物直売所でのレジ通過者数

大阪産（もん）ロゴマーク使用許可件数（販売者数）の増加 107件（263 → 370件）

(3) 農業・農空間での交流・体験機会の充実

府民のみなさんが、農業・農空間で様々な体験を愉しめるようにします。このため、農産物直売所の機能を高めて、生産者との交流や農業体験を愉しむための拠点化を進めます。また、農園などの農空間での体験機会を充実します。

【取組内容】

① JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実

- ・交流活動や直売所周辺地域での農業体験の拠点としての活用促進

② 農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実

- ・農家等による市民農園、体験農園、コミュニティ農園等の開設促進
- ・農家のもとでの農業体験機会の充実
- ・民間事業者等による農業・農空間を体験できる機会の充実（健康づくり、観光等）
- ・国制度を活用した生産緑地等での体験農園等の整備
- ・福祉農園や学童農園、企業の福利厚生のための農園の整備

<5年後の目標>

直売所での消費者と生産者との交流事例の増加 5事例以上（1事例以上／年）

3. 農空間をみんなで活かそう！

地域

—大阪農空間の多様な機能の発揮促進—

(1) 農業・農空間での活動に参加しやすい仕組みづくり

府民のみなさんが、農業・農空間に関する様々な活動に参加できるようにするとともに、交流を通じた新たなコミュニティづくりを進めます。プラットフォーム^(*)により、体験や交流、棚田の景観などの保全活動に参加しやすくなり、企業のみなさんが農業・農空間へのCSR^(*)や福利のための活動を実践できるようにします。

【取組内容】

① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり

- ・府民が農業・農空間を愉しみ、交流するプログラムの発信、相談窓口の設置
- ・農業ボランティア、半農半X^(*)等、府民の農を活かした活動機会の充実
- ・企業へのCSR活動のフィールドの提供や、企業に地域のサポーターになってもらう取組みの推進
- ・仕事、住まい、コミュニティなど府民の活動をサポートする中間支援機能の確保
- ・活動団体同士の情報交換・交流・研修の場や府民と交流するきっかけづくりの場の提供

<5年後の目標>

農空間づくりに参加する府民の増加 6,000人 (42,000 → 48,000人)

※NPOや自治会、企業(CSR活動)などの参加人数を含む

(2) 農を活かした地域づくりの推進

ため池や用水路の共同管理など農業を支える取組みの中で培われてきた地域協働の輪を広げながら、府民のみなさんとともに農を活かした地域づくりを進めます。地域の将来について話し合い、その実現に向けて行う活動や集落ぐるみで農業を支える取組みを支援します。

【取組内容】

① 農を活かした地域協働活動の推進

- ・地域住民(販売農家、自給的農家、非農家)による農空間づくりプラン^(*)の検討と具体化の推進

- ・地域協働や府民協働による農空間の多面的機能の保全・活用
- ・遊休農地対策とあわせた集落機能の維持・活性化
- ・府民協働活動を通じた農空間の多面的機能の理解促進
- ・農空間保全地域制度の充実

<5年後の目標>

協働活動に取り組む地区数の増加 10地区 (74 → 84地区)

(3) 地域力による安全安心の確保

府民のみなさんとともに地域の安全安心を確保します。ため池ハザードマップ^(*)の作成や農業用水路や農地を活用した防災訓練の実施など、地域の自主防災力を高める取組みを進めるとともに、ため池の低水位管理^(*)や治水活用などの雨水貯留機能を活用した減災に取り組めます。

【取組内容】

① 地域力による安全安心の確保

- ・ため池防災減災アクションプラン^(*)に基づく減災対策の総合的な取組みの推進 (ハザードマップの作成、低水位管理や治水活用の促進、耐震診断の推進、防災訓練の実施など)
- ・大規模災害時に農地を避難、復旧、復興に活用する防災農地登録制度の推進
- ・農業用水を災害時に活用する防災水利協定^(*)の推進
- ・地籍調査の推進

<5年後の目標>

ため池のハザードマップ作成などのソフト対策の取組割合 30%増 (40 → 70%)

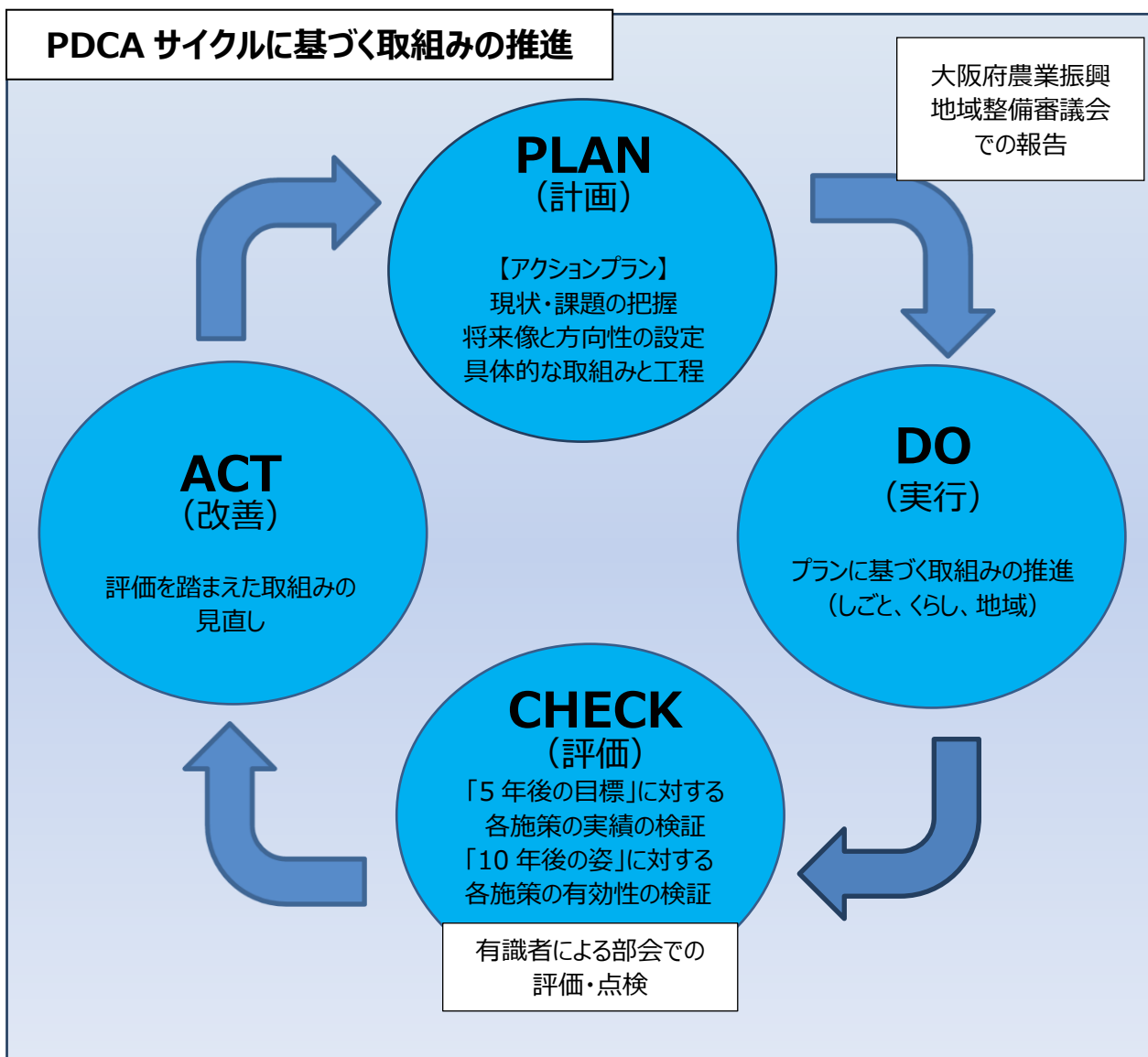
※対象：防災・減災対策を重点的に推進するため池 839箇所

VII プランの進行管理

このアクションプランに基づく取組みを進めていくにあたっては、毎年、目標に対する実績の検証を行います。検証には、外部の有識者等の意見も含めた評価・点検を行うとともに、社会情勢の変化も踏まえ、必要に応じて、施策の見直しや新たな施策の検討などを行います。

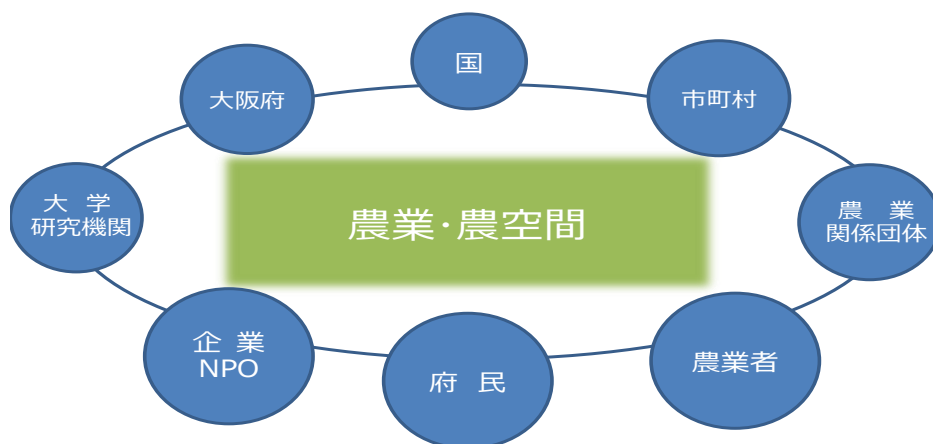
具体的には、大阪府農業振興地域整備審議会^(*)に評価・点検するための部会を設置し、各取組の「5年後の目標」に対する実績について毎年度、「評価」いただきます。その評価と国の新たな制度や施策を踏まえ、「改善」、「計画」を行ない、その内容を審議会に報告し、「実行」するPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。さらに評価の際には「10年後の姿」に対する各施策の有効性についても併せて検証し、改善、計画につなげていきます。

都市農業振興基本法及び国の都市農業振興基本計画に基づいて、今後国から示される制度や施策についても、このサイクルの中で検討し、適宜取り込んでいきます。



VIII 各主体の役割

このアクションプランによる施策を進めていくためには、大阪府をはじめ、関係機関、農業団体、農業者はもとより府民、企業、NPO など幅広い主体がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むことが大切です。そこで、以下に各主体の役割や期待されることについて記載しています。



【府民・多様な主体】

府民

- 大阪産（もん）を選び、買い、食べるとともに、農空間を学び、関わり、楽しむことで、農業・農空間を支える。

NPO

- 食をはじめ防災、景観、健康、福祉、教育、文化、環境など様々な分野から農業・農空間での活動に参画し、新たな価値と機能を発揮させる。

企業

- 農業参入による農の成長産業化の推進や、障がい者への新たな就労機会を提供するとともに、農業・農空間でのCSRや福利厚生のための活動を実践する。

学校

- 学校給食への大阪産（もん）の活用や農業体験・食育・花育等を通じて、子どもたちの農業・農空間への理解を促し、未来へ継承していく。

【農業者】

農業者

- 新鮮な農産物の生産や生産を通じた農空間の多面的機能の発揮により、府民に安全・安心を提供するとともに、地域協働で農を活かした地域づくりに取り組む。
- 夢を持って農業経営に取り組み大阪農業を持続的に発展させる。

【農業関係団体・機関】

JA グループ

- 農業経営・技術指導や生産資材の共同購入、農産物の共同販売、共同利用施設の設置など生産者を支援するとともに、学童農園への支援や直売所の運営など府民に身近な農を提供する。

土地改良区・大阪府土地改良事業団体連合会

- 農業用施設を健全に運用して農業生産を支えるとともに、地域協働による農業・農空間の多面的機能の発揮を担う。

農業委員会・ネットワーク機構（大阪府農業会議）

- 担い手への農地の集約化や遊休農地の発生防止、新規参入の促進など農地利用の最適化を推進する。

（一財）大阪府みどり公社

- 農地中間管理機構として、担い手の規模拡大や企業・新規就農者・準農家等の農業参入のための農地の貸借を推進するとともに、農福連携をはじめとした企業参入を支援する。

【試験・研究機関】

環境農林水産総合研究所（試験研究機関）

- 農業に関する革新的農業技術や安全安心の確保などの試験研究・技術開発を推進するとともに、6次産業化など新たな食ビジネスの展開支援、実践的な講義・実習による農業の担い手育成などに取り組む。

大学

- 農業に関する革新的農業技術や安全安心の確保などの試験研究・技術開発を推進するとともに、高度技術者の育成や農業・農空間に関わる地域づくりなどの域学連携に取り組む。

【行政】

国

- 法整備や新制度の創設、財源の措置などにより、地域の実状に応じた取組みを推進する。

大阪府

- 農業や地域マネジメントに関する専門能力を活かし、施策の企画・立案や地域・市町村に対するプランニングや技術支援などアクションプランの実現に取り組む。

市町村

- 国の都市農業振興基本計画をふまえ、地域の実情に応じた農業振興や農空間の保全に取り組むとともに、大阪府と連携してアクションプランの推進に取り組む。

IX 都市農業振興基本計画への本プランの対応

本プランは、都市農業振興基本法に基づく府の地方計画を兼ねるものです。そのため、ここでは国の都市農業振興基本計画（H28.5 閣議決定）における講ずべき施策への対応等について考え方を整理します。

1. 都市農業振興基本計画における講ずべき施策

基本法においては、以下の基本的施策を講じるとされています。

- A. 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成確保
- B. 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- C. 的確な土地利用に関する計画の策定等
- D. 税制上の措置
- E. 農産物の地元での消費の促進
- F. 農作業を体験することができる環境の整備等
- G. 学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- H. 国民の理解と関心の増進
- I. 都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等
- J. 調査研究の推進

これらの基本的施策のもとに基本計画では各施策の方向性が示されています。本プランは、基本法の理念のもとで基本計画に示された講ずべき施策の推進を図るとともに、今後、市町村が地方計画を策定する際の参考とするものです。

2. 都市農業振興基本計画の各施策とアクションプランの取組みの関係

国の都市農業振興基本計画の施策と本プランで進めていくそれぞれの取組みとの関係をまとめると以下の表のとおりとなります。

(基本計画：アルファベット アクションプラン：アラビア数字)

A. 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保	関連頁
(a) 担い手の育成確保	
1 (1)① 経営向上意欲の高い農業者を対象とした集中的な取組み	P26
② 農業者の経営能力強化支援	"
③ 農業経営の法人化の推進	"
④ 関係機関と連携した経営能力の強化	"
⑤ 農業者のネットワーク活動の推進	"
⑥ 優良事例の発信による経営能力向上の意識啓発	P27
(2)① 新規就農者の参入促進と定着に向けた取組み	"
② 企業参入のトータルサポート	"
③ 準農家制度のさらなる推進	"
④ 女性農業者の活躍推進	"
⑤ 障がい者の新たな就労の機会を創出するハートフルアグリ	"
⑥ 「仕事」としての大阪農業の魅力発信	P28
(3)③ 規模拡大農業者や新規参入者・企業に農地の利用集積できる仕組みづくり	"
④ 農地中間管理事業を活用した農地貸借の促進	"
(4)① 大阪版認定農業者の育成による大阪産（もん）の供給量の拡大	P29
(4)③ 人・農地プランの策定等を通じた地域振興	"
(b) 生産施設の整備	
1 (4)⑤ 農産物の生産を支える農業施設のファシリティマネジメントの推進	P29
⑥ きめ細やかな基盤整備の推進	"
(c) 経営展開のための技術及び知識の普及指導	
1 (3)① 革新的農業技術の開発	P28
② 革新的農業技術の普及	"
(4)② 大阪の食・文化を支える高品質な農産物の安定供給	P29
③ 人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）	"
④ 安全・安心で環境にやさしいエコ農産物等の生産振興	"
(d) 関連諸制度についての情報提供	
※今後の国の制度・支援策に応じて対応	
(e) 農村地域の営農との連携促進	
1 (2)① 新規就農者の参入促進と定着に向けた取組み（再）	P27

B. 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮		
(a) 防災機能の発揮に向けた取組み		
1(4)③ 人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）		P29
3(2)① 農を活かした地域協働活動の推進		P34
(3)① 地域力による安全安心の確保		P35
(b) 良好な景観の形成機能の発揮に向けた取組み		
1(4)③ 人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）		P29
3(1)① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり		P34
(2)① 農を活かした地域協働活動の推進（再）		〃
(c) 良好な環境の形成機能の発揮に向けた取組み		
1(4)③ 人・農地プランの策定等を通じた地域振興（再）		P29
3(1)① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり（再）		P34
(2)① 農を活かした地域協働活動の推進（再）		〃
C. 的確な土地利用に関する計画の策定等		
(a) 区域区分の運用、都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ		P43
(b) 生産緑地制度の活用		〃
(c) 新たな土地利用計画制度の方向性		〃
D. 税制上の措置		
※今後の国の制度・支援策に応じて対応		
E. 農産物の地元での消費		
(a) 直売所等の整備		
2(2)① 農産物直売所の魅力向上		P32
② 府民に身近な購入場所と機会の提供		〃
(3)① JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実		P33
(b) 都市農業者と食品事業者との連携の促進とその他販売先の開拓支援		
1(5)① 6次産業化サポートセンターを活用した商品開発・経営改善		P30
② 販路開拓にチャレンジする農業者支援		〃
③ 戦略品目を定め、生産とマーケティング、販売が一体となったブランド展開		〃
④ 産地から消費地までのきめ細かい流通システムの構築		〃
2(2)③ 大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加		P32
(c) 都市住民に対する地元産の農産物に関する情報の提供		
2(1)① 大阪産（もん）を知る機会の充実		P31
(2)③ 大阪産（もん）を味わえる飲食店の増加（再）		P32
(d) 学校給食等における地元産の農産物の利用の情報		
2(1)② 農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実		P31

F. 農作業を体験することができる環境の整備等		
(a) 市民農園等の農作業体験の環境整備		
2(3)① JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実(再)		P33
② 農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実		"
3(1)① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり(再)		P34
(2)① 農を活かした地域協働活動の推進(再)		"
(b) 高齢者、障がい者、生活困窮者等の福祉を目的とする都市農業の活用の促進		
1(2)⑤ 障がい者の新たな就労の機会を創出するハートフルアグリ促進(再)		P27
G. 学校教育における農作業の体験の機会の充実等		
(a) 学校教育における農作業の体験		
2(1)② 農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実(再)		P31
(3)② 農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実(再)		P33
(b) 都市農業者との交流		
2(3)① JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実(再)		P33
② 農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実(再)		"
3(1)① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり(再)		P34
(2)① 農を活かした地域協働活動の推進(再)		"
H. 国民の理解と関心の増進		
(a) 都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動		
1(2)⑥ 「仕事」としての大阪農業の魅力発信(再)		P28
2(1)① 大阪産(もん)を知る機会の充実(再)		P31
② 農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実(再)		"
(2)③ 大阪産(もん)を味わえる飲食店の増加(再)		P32
(b) 都市農業者と都市住民の交流促進		
2(3)① JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実(再)		P33
② 農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実(再)		"
3(1)① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり(再)		P34
I. 都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等		
2(3)① JA等の農産物直売所を通じた交流機会の充実(再)		P33
② 農業・農空間を愉しみ、交流する農園等の充実(再)		"
3(1)① 農空間づくりに気軽に参加できるプラットフォームづくり(再)		P34
J. 調査研究の推進		
※今後の国の制度・支援策に応じ、大学や環境農林水産総合研究所と連携し取り組む		

3. 的確な土地利用に関する考え方

都市農業振興基本計画においては、都市農地を農業政策上の位置づけだけでなく、都市政策上も都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で重要な役割を果たすものとして捉えられており、都市における貴重な緑地として明確に位置づけられました。

本計画において国が総合的かつ計画的に講じる施策の中にも「的確な土地利用に関する計画の策定等」が挙げられており、区域区分の運用や都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ、生産緑地制度の活用などの施策に取り組むとしています。

また、大阪府では、都市と緑・農が共生する土地利用に向けた計画として、大阪府国土利用計画及び都市計画区域マスタープランを策定しており、これらの計画に基づき大阪の都市構造の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいるところです。

引き続き、国の施策の動向を踏まえつつ、本府においても都市農地を地域における目指すべき市街地像と整合させ、都市の質の向上を目指して、様々な土地利用との調和を図っていくため、下記の取組みを行います。

(a) 区域区分の運用、都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ

- ① 区域区分の変更にあたっては、都市農地の保全、産業の活性化、良好な生活環境の形成など地域における目指すべき市街地像との整合を図ったうえで行います。
- ② 市町村が立地適正化計画（住宅や様々な都市機能の立地の適正化を図るための計画）を策定する場合は、都市農業振興の観点も考慮するよう促します。
- ③ 市町村都市計画マスタープランや緑の基本計画において、将来の市街地像と整合を図りつつ、都市農地保全に関する事項の記載を行います。
- ④ 本府策定の「都市計画区域マスタープラン」において、都市農地に関する事項の記載を検討します。

(b) 生産緑地制度の活用

- ① 生産緑地地区制度の活用・促進に向け、税制措置に関する情報提供、制度の普及に向けた取組みを行います。
- ② 生産緑地法の改正や都市計画運用指針の改訂の趣旨を踏まえ、500㎡を下回る小規模な農地の新規指定や、一団性要件の緩和による道連れ廃止の防止などの取組みが促進されるよう啓発に努めます。
- ③ 指定後30年を迎える生産緑地に対しては、生産緑地法の改正により創設された特定生産緑地を活用し、持続的な保全に努めます。

(c) 新たな土地利用計画制度の方向性

- ① 国が制定する新たな用途地域制度の活用については、地域特性を踏まえた上で検討します。

用語解説

ア行

◇エコレんげ米

収穫後の田にれんげの種子をまき、開花後、れんげを土にすき込んで肥料として利用し、大阪エコ農産物の認証を受けたお米のこと。れんげはその根に空気中のチツソを蓄える特徴があり、化学肥料の使用を削減させる効果がある。

◇オアシス環境コミュニティ

ため池や農業用水路を、都市生活に“うるおい”と“やすらぎ”を与える貴重な環境資源として総合的に整備し、府民とともに地域環境づくりを進めていく「オアシス構想」に基づき、ため池や水路などの管理や水辺環境づくりの母体となる組織で、農業者や地域住民等で構成し、地域に根ざした活動を行う団体のこと。

◇大阪エコ農産物

化学合成農薬の使用回数、化学肥料（チツソ）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を府が認証したもの。

◇大阪型農業インターンシップ制度

1～2週間程度農業者の元で農業研修をする制度。体験コースと技術習得コースがあり、技術習得コースでは一定の知識・技術がある就農希望者や就農間もない者が農業経営や栽培技術について習得を目指す。

◇大阪府新農林水産業振興ビジョン

府民の求める豊かな食生活や自然環境を実現するため、大阪の農林水産業の振興と自然資源の保全・活用の方針を明らかにすることを目的に平成14年3月に策定。

◇大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

農業者をはじめとする都市農業の担い手を育成・確保し、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進に寄与することを目的に平成20年4月に施行。

◇大阪府農業振興地域^(*)整備審議会

大阪府農業振興地域整備基本方針の策定、農業振興地域の指定など、農業振興地域の整備と農業の振興に関する重要事項の調査審議を行うために、大阪府附属機関条例に基づいて設置された機関。

◇大阪版認定農業者

小規模でも地産地消に貢献する農業者を認定し、育成、支援する大阪府独自の制度。「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」で定められた。

◇大阪産(もん)

府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され府内の港に水揚げされる魚介類、府域の内水面で生産・採取される魚介類、大阪府Eマーク食品及び大阪の特産と認められる加工品のこと。

カ行

◇企業等参入拡大支援整備事業

企業等の新規参入、規模拡大を一層促進するため、かんがい施設や農道等の基盤整備を支援する府単独補助事業。

◇国土・環境保全機能の貨幣価値

水源かん養機能と国土管理機能を併せたもの。水源かん養機能は、水田のかんがい用水を河川に還元して再利用する能力（地下浸透量）を、利水ダムの減価償却費と年間維持費により算出。国土

管理機能は、農地の耕作により抑止されている国土の荒廃や土地利用の低下を、植生の繁茂を抑える草刈りの経費により算出。

サ行

◇自給的農家

経営耕地面積 30a 未満、かつ過去 1 年間の農産物販売金額が 50 万円未満の農家のこと。

◇準農家

府が認める研修の修了や市民農園の実務経験等一定の要件を満たした者が、自立経営に必要と認める下限面積（2,000 m²から 3,000 m²程度）に満たない小規模な農地を、継続的に借受けて新たに農業を始めることができる制度で、平成 23 年度に府の独自制度として創設した。

◇新規就農村

独立自営就農を目指す新規就農希望者が着実に就農できるよう、自らの適性を判断し栽培技術を習得し、将来の就農に向けた農業者との関係づくり等を目的とした事業で平成 29 年度から実施。年間 10 名程度の受講生を募集し、5,000 m²程度の研修農地で約 6 ヶ月間（予定）、技術研修や先進農家による指導を行う。

◇農業用水利施設のストックマネジメント

農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、総コストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

◇スマート農業

ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

◇生産緑地

市街化区域内にある農地等で、公害の防止、都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があることなど、一定の要件に該当し、都市計画において定められる生産緑地地区の区域内の土地。生産緑地として告示された日から 30 年が経過した場合には、所有者は市町村長に買取りを申し出ることができる。現在、30 年を経過する日が近い生産緑地のうち、引き続き保全することが良好な都市環境を形成する上で有効なものについて、買取申出の始期を 10 年間延期する特定生産緑地制度の創設について検討が進んでいる。

タ行

◇棚田ふるさとファンクラブ

美しい景観を持つ棚田の保全を目的に、府が募集し、運営する府民ボランティア組織。登録されたボランティアは、地元農家とともに草刈りや水路の掃除、獣害防止柵設置等の棚田保全活動を行っている。

◇ため池オアシス

ため池を農業用施設として活かしつつ都市生活に“やすらぎ”と“うるおい”を与えるため、魅力ある地域を構成する貴重な環境資源として総合的に整備し、府民とともに地域環境づくりを進めていくため、府が平成 3 年 6 月に策定した「オアシス構想」に基づき整備したため池。府内に 36 地区。

◇ため池防災減災アクションプラン

府が平成 27 年 11 月に策定した、今後 10 年間を対象としたため池に関する事業推進計画。ため池の下流影響や老朽度を基に、防災・減災対策を重点的に推進するため池（839 箇所）を選定し、改修、耐震診断やハザードマップの作成支援などのハード・ソフト対策を総合的に実施することとしている。

◇多面的機能支払

平成 26 年に制定された農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく日本型直接支払の一つ。地域が共同で行う農地の法面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的活動に加え、これと

併せて行われる生態系保全や景観形成などの活動に対しても交付金が支払われる。大阪府では対象地域が農空間保全地域であること、農業者以外の多様な府民が参加すること等の要件を付加した上で実施している。

◇低水位管理

ため池堤体が豪雨や地震で決壊することを防ぐため、あらかじめため池の水位を満水位より下げて管理すること。

◇都市計画区域

中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備・開発・保全するために、都市計画法に基づいて、原則として都道府県が指定する区域。指定されると、土地利用の規制・都市施設の整備・市街地開発事業などが行われる。

◇都市農業振興基本法(都市農業振興基本計画)

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として平成 27 年 4 月に施行。基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで都市農業が安定的に継続できる環境整備を進める。国はこの法律に基づいて、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を平成 28 年 5 月に策定しており、都道府県及び市町村については「地方計画」の策定に努めることとされている。

ナ行

◇認定農業者

他産業並みの労働時間で同等の生涯所得を得られるように農業経営の改善を図るための計画をつくり、その計画の認定を市町村から受けた農業者。農業経営基盤強化促進法^(*)に規定されており、国はこれらの農業者が農業生産の主力をしめるよう、重点的に支援策を講じている。

◇農業経営基盤強化促進法

他産業並みの労働時間で同等の生涯所得を得られるような農業経営が農業生産の主力をしめる農業構造を確立するため、育成する農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に支援を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

◇農業振興地域

自然的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が農業振興地域の整備に関する法律^(*)に基づき指定する地域のこと。

◇農業振興地域の整備に関する法律

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進して、農業の健全な発展を図ることを目的に定められた法律。この法律に基づき、都道府県は農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定する。

◇農業大学校

農業経営者や農業技術者の養成を行う教育・研修施設。農業に関する専門的な知識・技能習得のための実践的な農業者教育を 2 か年かけて実施。

◇農業地域類型

農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計区分。都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に区分される。

◇農空間

農業振興地域を中心とし、農地、里山、集落、農業用水路等やため池などの農業用施設が一体と

なった地域のこと。

◇農空間づくりプラン

農業者や地域住民が共同で設立し、都市農業・農空間条例により知事の認定を受けた農空間づくり協議会が遊休農地等を活用するためにつくる計画。府は、協議会がこの計画に基づいて行う地域活動を支援する。

◇農空間なっとく出張教室

子どもたちがため池・水路・農地などの農空間の自然に触れ、学習できるよう大阪府の職員が出向いて支援する出張教室のこと。

◇農空間保全地域

農空間の保全・公益的機能を発揮するため、関係市町村との協議を行い、知事が指定した地域のこと。「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」で定められた。

◇農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を進めるため、農地中間管理機構が、農地の貸付を希望する者から農地を借受け、農業経営の規模拡大や新規参入を希望する者に、農地を貸し付ける事業。大阪府では（一財）大阪府みどり公社を農地中間管理機構に指定している。

八行

◇ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される被害の範囲や避難情報等を地図上に図示したもの。大阪府ではため池の決壊時に備えてため池ハザードマップの作成を支援している。

◇ハートフルアグリ

農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、障がい者を支援する取り組みのこと。

◇半農半X

半自給的な農業とやりたい仕事を両立させる生き方。

◇人・農地プラン

人と農地の課題解決を図るため、集落単位で徹底的な話し合いのもとに、地域農業の将来のビジョンや農地の利用を示した地図、今後の農業を担う中心的な経営体、農地の出し手となる農業者の情報等をまとめた計画のこと。市町村単位での検討会を経て市町村が作成する。

◇ファシリティマネジメント（公共施設等）

公共施設等について、行政サービスの向上に努めながらできる限り少ない経費で最適な経営管理を行うもの。大阪産（もん）の安定生産を支える農業用水路やポンプ場などの土地改良施設について、施設の老朽化に対する「長寿命化」や、現状及び将来の利用状況を考慮した「小型化」や「統合」などの取り組み。

◇プラットフォーム

府民が農業・農空間を愉しみ、交流するプログラムの発信や、地域とのマッチングを行う相談窓口等の機能を持ち、活動団体同士の情報交換・交流や、府民が活動に参加しやすい環境づくりの基盤となるもの。これにより、農業ボランティア、半農半X等、府民の農を活かした活動機会の充実や、企業のCSR活動のフィールドの提供、地域活動のサポーターになる取り組み等の推進を目指す。

◇防災機能の貨幣価値

生産緑地を災害時に市街地のオープンスペースとして活用できる公園と同等のものとして、生産緑地地区面積に単位面積あたりの公園整備減価償却費（遊具・植栽等を含まない基盤整備費のみ）を乗じて算出。

◇防災協力農地

災害時に避難空間や復旧資材置場、仮設住宅建設用地等に活用するため市町村に登録された農地のこと。あらかじめ登録しておくことで、災害時に円滑かつ速やかに活用することができる。

◇防災水利協定

大規模災害時等に、生活用水や消火用水としてため池や水路の水を円滑かつ速やかに運用できるよう土地改良区等の施設管理者と市町村、府等があらかじめ締結する協定。

マ行

◇マーケットイン

市場や消費者など買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していこうとする発想で商品開発・生産を行う考え方のこと。

ヤ行

◇野菜指定産地・特定産地・こまわり産地

府内の野菜生産農家の経営の安定と、府民に新鮮な野菜を安定的に供給するため、なす、きゅうり、キャベツ等、主要な特産野菜の価格が一定水準以下に低落した場合に、国、府、生産者等で造成した基金により、生産者に価格差補てんを行う制度の対象となっている産地。

◇遊休農地

担い手の高齢化や不在などにより、現在耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地。

ラ行

◇6次産業化

農林水産業・農山漁村に2次産業・3次産業を取り込むことにより、農林水産物をはじめとする「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

◇6次産業化サポートセンター

農林漁業者が自らの農林水産物を活用した商品の製造・加工、さらには流通・販売までを手がける「6次産業化」の推進を支援する機関。6次産業化に取り組む農林漁業者等の個別相談への対応や、高度な知識と経験を持つ専門家の派遣、研修会の実施などにより、農林漁業者等による新事業の創出について支援を行う。

アルファベット

◇CSR

収益を上げ、配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用、労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮など、企業が市民として果たすべき社会的な責任のこと。地域社会への貢献活動なども含まれる。

◇GAP

Good Agricultural Practice の略で、「よい農業のやり方」のこと。「よい農業」には品質向上などの様々な要素があり、消費者の関心が高い“農産物の安全・安心”や“環境保全”に着目したGAPが求められている。

◇IPM技術

Integrated Pest Management の略。総合的病害虫・雑草管理とも呼ばれ、病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）や粘着板（物理的防除）等の防除方法を適切に組み併せ、環境への負荷を低減しつつ病害虫の発生を抑制する防除技術。